

別表第2（変更後 新規追加）：東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画

別表第2

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
								(1)	(2)			
東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画	幹線沿道地区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号又は第9項に該当する営業の用に供するもの 2 法別表第2（ほ）項第2号に規定する射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	住商協調地区	3 法別表第2（へ）項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 4 法別表第2（へ）項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫 5 法別表第2（と）項第4号に規定する同表（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの	—	—	—	—	—	28m	—	—	—	—
	住宅地区A	—	—	—	—	—	—	19m	—	—	—	—
	住宅地区B	—	—	—	—	—	—	16m	—	—	—	—

別表第2（変更後 新規追加）：東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画

別表第2

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
								(1)	(2)			
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画	住宅地区	別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未満の住戸を有するもの	10分の20	10分の5	—	1 計画図3に示すとおり、1号壁面線については、敷地境界線から5m 2 計画図3に示すとおり、2号壁面線については、当該敷地の反対側の水路境界線から5m 3 計画図3に示すとおり、3号壁面線については、道路境界線から3m 4 計画図3に示すとおり、4号壁面線については、区画道路境界線又は都市計画道路計画線から3m 5 計画図3に示すとおり、5号壁面線については、区画道路境界線から1m 6 計画図2及び計画図3に示すとおり、6号壁面線については、歩行者通路境界線から1m	1 バス停留所の上屋 2 計画図2に示す歩行者通路、歩道状空地及び緑地を除いた部分に設置する公衆便所、防災倉庫その他公益上又は防災上壁面の位置の適用を除外することがやむを得ない平屋建ての建築物	35m。 ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から計画図3に示す全方位斜線における境界線（敷地境界線、都市計画道路計画線、道路の反対側の境界線、水路の反対側の境界線等（以下この部において「敷地境界線等」という。））までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す北側斜線における敷地境界線等までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの	—	—	軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱を設けることができないこととなる敷地の部分に突出する形状	—
	甲州街道沿道地区	1 法別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 法別表第2（へ）項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの	10分の30		—			45m。 ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から計画図3に示す全方位斜線における敷地境界線等までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す北側斜線における敷地境界線等までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの	—	—		—

<u>補助</u> <u>21</u> <u>6号</u> <u>線沿</u> <u>道地</u> <u>区</u>				<u>100m²</u>			<u>15m</u>					

※二重下線箇所は別表第3から削除、別表第2の追加の際に新たに加わった箇所